

## 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)のあり方検討会 設置要綱

## (設 置)

第1条 「兵庫県住宅再建共済制度」の制度のあり方を検討するため、兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)のあり方検討会(以下「検討会」という。)を置く。

## (所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について、意見を述べ、又は助言する。

- (1) 兵庫県住宅再建共済制度のあり方に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (組 織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員で組織する。

## (座 長)

第4条 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長から委任を受けた者がその職務を行う。

## (会 議)

第5条 検討会の会議(以下「会議」という。)は、座長が招集する。

- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができる。
- 3 座長が必要と認めたときは、会議にゲストスピーカー等委員以外の者の出席を求めることができる。

## (謝 金)

第6条 委員及びゲストスピーカー等委員以外の者が会議その他の検討会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第5条第2項の規定に基づき代理人が委員会の職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

## (旅 費)

第7条 委員及びゲストスピーカー等委員以外の者が検討会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 第5条第2項の規定に基づき代理人が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

3 第1項及び第2項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により支給する額に相当する額とする。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、兵庫県危機管理部において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和7年3月25日に始まり検討成果の報告日をもって終了する。
- 2 この要綱の施行の日以後に最初に開かれる委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず兵庫県防災監が招集する。
- 3 この要綱は、令和7年5月23日から施行する。

別表（第3条関係）

兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）のあり方検討会 委員等名簿

【委員】

五十音順

区分	氏名	役職
有識者	桑名 謹三	関西大学社会安全学部 教授
	永野 康行	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長・教授
	山崎 栄一	関西大学社会安全学部 教授
	吉澤 卓哉	京都産業大学法学部 教授
	鈴木 尉久	弁護士
市町	松本 眞	尼崎市長
	庵途 典章	佐用町長

## 別に定める事項（第6条関係）

### 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）のあり方検討会に係る委員等の謝金について

兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）のあり方検討会は、兵庫県住宅再建共済制度のあり方について、専門的見地から検討・推進するため、保険制度や被災者生活支援、自然災害リスク、民法（契約）に関する識見を有することが不可欠であり、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）に定める審議会等の委員の報酬の額に準ずるのが妥当であると考えられる。

よって、委員及びゲストスピーカー等委員以外の者に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

委員の区分	謝金の額	
座長	日額	15,700円
委員	日額	12,600円
ゲストスピーカー等 委員以外の者	日額	12,600円